

本橋裁判控訴審不当判決に対する見解

J R 東海労中央本部本橋書記長が新幹線エンジニアリング株式会社（S E K）への強制出向を取り消し、元職場である東京仕業検査車両所（東仕両）に復帰を求めている地位確認請求裁判控訴審（通称：本橋裁判）で、東京高裁（谷口豊裁判長）は本日（2024年10月9日）この訴えを棄却する不当判決をくだした。

判決はわずか7ページであり、しかもそのほとんどは原審の東京地裁の判決文をそのまま繰り返すという度し難い内容である。

判決は、控訴棄却の理由として、第一審判決と同じくS E Kで就労する再雇用契約をJ R 東海と取り交わしたからとしている。しかし、本橋書記長はJ R 東海と再雇用契約を取り交わすにあたり、自らの雇用を守るために不本意ではあるがS E Kでの就労をいったん認めたうえで東仕両での就労を強く求める「通知」を添えて専任社員雇用契約書を送付した。従って、出向は無効であると裁判で争うのは当然である。不適法などという判決は門前払いに等しい不当極まりないものである。

判決は第一審判決と同じく、本橋書記長が声を大にして訴えていた「出向は、本人の同意が必要だ」ということに全く答えていない。これは、民法第625条1項に定められた「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。」に明らかに抵触している。労働者の雇用を人質に取り、社員の訴えについては問答無用と切り捨てるJ R 東海の居丈高な主張を補完する判断を弾劾する。

また、本橋書記長が出向させられたことにより、J R 東海労の組合活動への大きな支障が生じていることについても、「支配介入には当たらない」として、不当労働行為の事実を認めない恣意的解釈を行った。

さらに、判決では出向の基準とされているものやこれまでの運用に関して、会社の主張を鵜呑みにしているために誤った判断をしているところも数多くあり、十分に審理を尽くしていないために事実認定を誤り、企業経営に偏った不当判決と言わざるを得ない。

従って、我々は本橋書記長の出向という個人の問題にとどまらず、J R 東海に働く労働者、否、すべての労働者の権利と生存権を守るためにも更なるたたかいに決起する。

今次裁判闘争によって、本橋書記長の強制出向以降における東京車両所分会組合員の54歳原則出向を阻止するという大きな成果を勝ち取った。我々はこの成果に自信と確信を持ち、本橋書記長の東仕両への職場復帰を勝ち取るためこれからも闘う！

全ての労働者のために！

2024年10月9日
J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労新幹線地方本部
本橋裁判プロジェクト